

一般環境中（公共用水域水質及び底質、地下水、土壌）のダイオキシン類調査結果

1 調査目的

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条第 1 項の規定に基づき、本市の区域におけるダイオキシン類による水質、土壌等の汚染状況を把握することを目的とする。

2 調査方法

河川の水質及び底質については本市域を流れる主要 3 河川の下流 3 地点を対象に、海域の水質及び底質については水質に係る常時監視地点である 2 地点を対象に、それぞれ調査を実施した。また、地下水及び土壌については、市内各 2 地点において調査を実施した。

公共用水域水質及び地下水については日本工業規格 K 0312、公共用水域底質については「ダイオキシン類に係る底質調査マニュアル」（平成 20 年 3 月環境省）、土壌については「ダイオキシン類に係る土壌調査マニュアル」（平成 20 年 1 月環境省）に基づきそれぞれ調査を実施した。

3 調査結果

(1) 公共用水域水質及び底質（河川）

水域名	調査地点	調査結果		調査日
		水質（年間平均） pg-TEQ/l	底質 pg-TEQ/g	
花見川	新花見川橋	0.073	0.93	令和 2 年 1 月 24 日
都 川	都 橋	0.12	0.49	
葎 川	日 本 橋	0.11	0.61	

(2) 公共用水域水質及び底質（海域）

水域名	調査地点	調査結果		調査日
		水質（年間平均） pg-TEQ/l	底質 pg-TEQ/g	
東京湾	NO.5	0.083	32	令和 2 年 1 月 22 日
	NO.8	0.077	9.9	

(3) 地下水調査結果

区名	調査地点		測定値 pg-TEQ/l	調査日
中央区	新宿	A1	0.062	令和2年1月17日
花見川区	犢橋	A2	0.062	

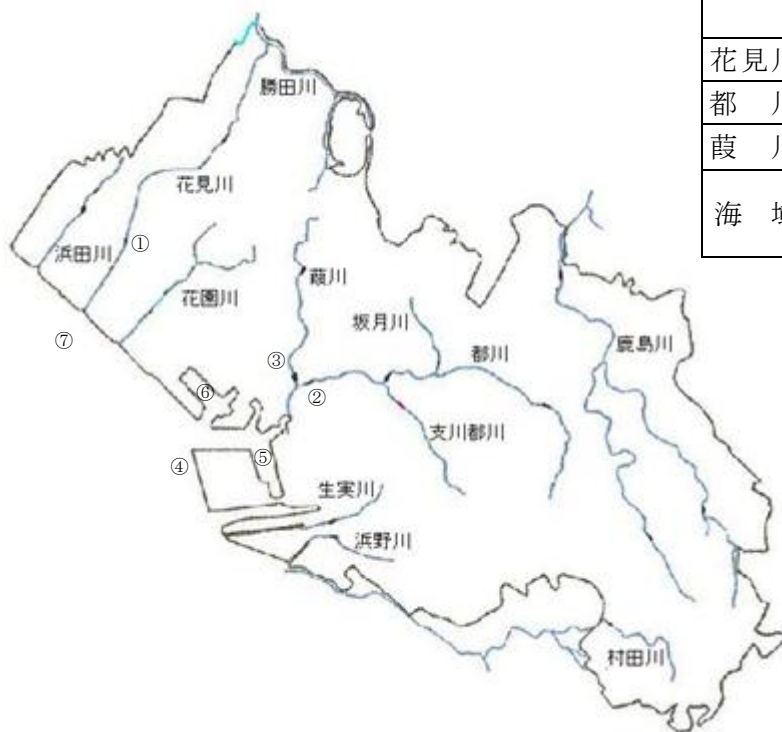
(4) 土壌調査結果

区名	調査地点		測定値 pg-TEQ/g	調査日
中央区	新宿	A1	8.4	令和2年1月17日
花見川区	犢橋	A2	2.2	

4 調査結果の評価

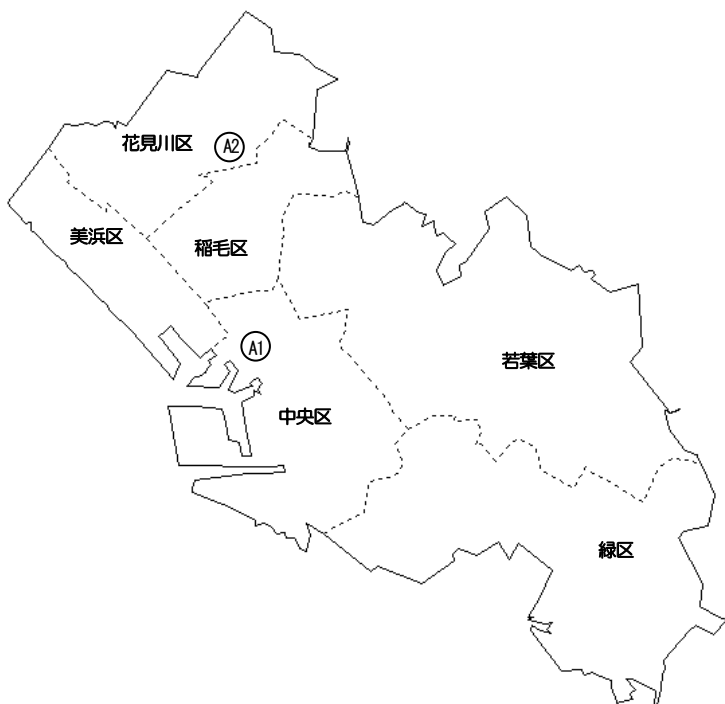
- (1) 公共用水域の水質（河川及び海域）については、0.073～0.12 pg-TEQ/l であり、すべての地点で水質の汚濁に係る環境基準（1.0 pg-TEQ/l）を達成していた。
- (2) 公共用水域の底質（河川及び海域）については、0.49～32 pg-TEQ/g であり、すべての地点で水底の底質の汚染に係る環境基準（150 pg-TEQ/g）を達成していた。
- (3) 地下水調査結果については、0.062 pg-TEQ/l であり、すべての地点で水質の汚濁に係る環境基準（1.0 pg-TEQ/l）を達成していた。
- (4) 土壌調査結果については、2.2～8.4 pg-TEQ/g であり、すべての地点で土壌の汚染に係る環境基準（1,000 pg-TEQ/g）を達成していた。

河川・海域・底質



	No	調査地点
花見川	①	新花見川橋
都川	②	都橋
葎川	③	日本橋
海域	⑥	東京湾No. 5
	⑦	東京湾No. 8

地下水・土壌



	No	調査地点
中央区	A1	新宿
花見川区	A2	犢橋

一般環境中ダイオキシン類調査地点